

## 国民健康保険税の納税通知書を7月上旬に送付します

### 納税義務者は世帯主

世帯主が国保に加入していなくても、同一世帯に国保加入者がいれば、納税通知書は世帯主に送られます。

### 国保税の計算方法

国保税は「医療分」「後期高齢者支援分」「介護分」ごとに計算した「所得割額」「資産割額」「均等割額」「平等割額」を合算して、世帯ごとに算出します。

なお、国保加入者が後期高齢者医療制度に移行し、世帯内の国保加入者が1人になった場合、軽減措置があります。通知書に記載された税額は、減額後の税額です。

	計算方法	医療分 (加入者全員)	後期高齢者 支援分 (加入者全員)	介護分 (40歳～64歳)
所得割	(前年の総所得金額-基礎控除33万円)×税率	7.0%	1.5%	1.5%
資産割	土地および家屋にかかる固定資産税額×税率	21.0%	5.0%	4.0%
均等割	加入者の人数×税額	1人につき 26,000円	1人につき 6,000円	1人につき 6,000円
平等割	1世帯あたりの税額	26,000円	6,000円	6,000円
	課税限度額	510,000円	160,000円	140,000円

### 所得に応じた軽減制度

世帯の所得に応じて7割、5割、2割の軽減制度があります。65歳未満の非自発的失業者(会社の倒産や解雇、雇用期間満了)に対する軽減制度もあります。

## 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納め方

### ◆年金からの天引き(特別徴収)

4月	6月	8月
仮徴収		
前年の所得が確定していないため、暫定額を天引き		
10月	12月	2月
本徴収		
確定した額から仮徴収分を差し引いた額を3回にわけて天引き		

### ◆納付書または口座振替(普通徴収)

全期前納を希望する人は、全ての納付書(8枚綴り)で納付してください。今年度は全期前納用の納付書はありません。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期
納期限	7月31日(木)	9月1日(月)	9月30日(火)	10月31日(金)
期別	第5期	第6期	第7期	第8期
納期限	12月1日(月)	12月25日(木)	2月2日(月)	3月2日(月)

口座振替の手続きは「国民健康保険税」「介護保険料」「後期高齢者医療保険料」のそれぞれで必要です。

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の掛け金は、所得税や住民税の社会保険料控除の対象です。



## 介護保険料の納入通知書を7月上旬に送付します

今年度65歳になる人は誕生日以降に送付します

保険料は、介護サービスにかかる費用を予測して基準額を決め、それをもとに、対象者の市民税の課税状況や所得、対象者の世帯の市民税の課税状況などに応じて、7段階(実質は8段階)に分かれています。

平成27年度には保険料の見直しが行われる予定です。

## 後期高齢者医療保険料の納入通知書を7月中旬に送付します

### 保険料の計算方法

保険料は被保険者が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の平成25年中の所得に応じて決まる「所得割額」を合算して算出します。

$$\begin{array}{|l|} \hline \text{年間保険料} \\ \text{(限度額 57万円)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|l|} \hline \text{均等割額} \\ \text{47,200円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|l|} \hline \text{所得割額} \\ \text{基礎控除後の} \times \text{所得割率} \\ \text{総所得金額等} \quad \text{8.81\%} \\ \hline \end{array}$$

### 納め方の注意事項

- ①平成26年4月・6月支給分の年金から保険料が天引き(仮徴収)された人  
8月も、4月・6月と同じ金額の保険料が年金から天引きされます。10月・12月・2月支給分の年金からは、「確定した年間の保険料額から仮徴収された額を差し引いた額」をもとに算出された保険料が天引きされます。
- ②平成26年10月支給分の年金から保険料の天引きが開始される人  
7月～9月は納付書または口座振替により納付してください。残りの保険料は10月・12月・2月支給分の年金から天引きされます。
- ③納付書または口座振替で納付する人(普通徴収)  
年間の保険料額を8期に分けて、納付してください。

## 後期高齢者医療被保険者証が変わります

現在お持ちの被保険者証の有効期限は7月31日です。8月から使用する新しい被保険者証は、県後期高齢者医療広域連合から、7月12日以降にお送りします。黄色の封筒で、特定記録郵便で届きます。



有効期限の切れた被保険者証は、できるだけ健康課または各支所に返還してください。なお、7月22日を過ぎて届かないときは、健康課までお問い合わせください。

## 後期高齢者医療 限度額適用・標準負担額減額認定証について

区分	食事代 (1食あたり)	1カ月の自己負担限度額	
		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
区分Ⅰ	100円		15,000円
区分Ⅱ	過去1年の合計入院日数が90日※以内	210円	8,000円 24,600円
	過去1年の合計入院日数が90日※を超える	160円	

区分Ⅰ：世帯員全員が住民税非課税で、各所得金額が0円の人(年金所得は控除額を80万円として計算)  
区分Ⅱ：世帯員全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない人  
※入院日数は申請月から過去1年以内で、かつ区分Ⅱの認定期間内の日数

平成26年度住民税が非課税の世帯に属する人は、健康課または各支所で申請すると、8月1日以降に適用される認定証が交付されます。この認定証を医療機関などで提示すると、窓口での一部負担金や入院時の食事代が減額されます。なお、平成25年度から引き続き対象となる人には、7月下旬に新しい認定証を郵送しますので、申請の必要はありません。

申請時に必要なもの

- 後期高齢者医療被保険者証
- 印鑑
- 本人または世帯員が平成26年1月1日時点で市内に在住していない場合、その人の平成26年度の非課税証明書(所得課税証明書)



## 国民健康保険 限度額適用認定証の更新について

現在お持ちの認定証の有効期限は7月31日です。この認定証を医療機関に提示すると、入院・通院時に窓口で支払う金額が自己負担限度額までとなります。自動更新ではありませんので、必要な人は、国民健康保険証と印鑑を持って、健康課または各支所で申請してください。なお、平成27年1月には所得区分や限度額の見直しが予定されています。